

## 認知症介護研修について

### 1 はじめに

地域密着型サービスにおいて、従事者は次のように各職種に義務付けられている認知症介護研修を修了しておく必要があります。

従事する職種	受講すべき研修
代表者（小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・複合型）	認知症対応型サービス事業開設者研修
管理者（認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・複合型）	認知症介護実践研修（実践者研修）
	認知症対応型サービス事業管理者研修
計画作成担当者（小規模多機能型居宅介護・複合型）	認知症介護実践研修（実践者研修）
	小規模多機能型サービス事業等計画作成担当者研修
計画作成担当者（認知症対応型共同生活介護）	認知症介護実践研修（実践者研修）

※保健師又は看護師が複合型サービス事業所の代表者・管理者になる場合のみ、それぞれの職種に課せられる研修を修了している必要はありません。

※認知症介護実践研修（実践者研修）は、認知症介護実務者研修（基礎課程）でも構いません。

### 2 研修の受講について

研修ごとに受講希望者を募りますので、受講を希望する場合は、通知した締切日までに、指定された提出先へ申込書を提出してください。

なお、受講の決定については、それぞれ抽選等により決定し、受講の可否については、研修の2週間前までに事業所へ通知されます。

### 3 来年度の研修日程について

各研修の実施回数は、今年度と同程度の予定ですが、日程は未定です。

研修の案内は、メール配信にてお知らせしますので、ご確認ください。

#### 4 研修未修了者の取扱いについて

人員体制を変更する場合は、変更前に各職種に義務付けられている研修を修了することが必要です。特に、小規模多機能型居宅介護事業所・認知症対応型共同生活介護事業所・複合型サービス事業所の計画作成担当者が研修未受講の場合は、介護報酬の減算対象となります。

※人員基準欠如減算（計画作成担当者が研修未受講の場合）

発生の翌々月から解消月まで利用者全員について所定単位の 70%を算定する。ただし、翌月の末日において人員基準を満たした場合を除く。

しかし、事業所によっては、研修を修了した職員の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ない理由により人員基準欠如となる場合があります。この場合、次回の研修を受講する旨を記載した受講誓約書を提出することにより、減算には該当しない取扱いとします。ただし、この誓約書の提出に当たっては、事前にご相談ください。

なお、誓約した研修の受講については各事業所の責任で申込をしてください。万が一、誓約した研修を受講できなかった場合、減算規定のある職種に関しては減算の対象となりますので、ご注意ください。

年 月 日

福 山 市 長 様

所在地

(個人にあつては、住所)

事業(開設)者 名 称

代表者職・名前

(個人にあつては、名前)

印

### 誓 約 書

次の者は、基準上必要とされている研修を受講していないため、次回の研修を申込み、受講することを誓約します。なお、次回受講予定としている研修を事業者側の都合により修了できなかった場合、減算規定のある職種については、通常の減算の算定方法に基づき、介護報酬の減算を行います。

事業所名	
名前	
職種	代表者 ・ 管理者 ・ 計画作成担当者
研修名	
研修受講時期	
名前	
職種	代表者 ・ 管理者 ・ 計画作成担当者
研修名	
研修受講時期	